

令和 2 年（フ）第 1987 号

破産者北日本物産株式会社

令和 2 年 7 月 10 日

債権者 各位

東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 5 号

砂防会館本館 3 階 TF 法律事務所

破産者 北日本物産株式会社

破産管財人 小 畑 英 一

TEL 03-6206-1348

FAX 03-6206-1309

ご 連 絡

破産者北日本物産株式会社の第 1 回債権者集会在、令和 2 年 7 月 27 日（月）15 時から東京地方裁判所において開催されます。

第 1 回債権者集会においては、破産手続開始決定以降の破産管財業務の概要、破産財団の換価回収状況及び債権届出及び調査の状況について報告を行う予定です。

ところで、債権者の皆様から、債権者集会に出席しないと不利益になるのか、東京まで行かなければならないのか、というお問合せを頂いております。

債権者集会への出席の有無によって、債権者の皆様が不利益を受けることはありません。

また、上記破産管財人の報告の概要につきましては、本ホームページにおいて開示をさせていただきます。債権者の皆様に情報格差が生じないように対応いたしますので、ご心配なきようお願い申し上げます。

債権者の皆様におかれましては、以上を前提に、現下の社会状況をご勘案のうえ、東京への移動および債権者集会への出席について、ご判断を頂きまようお願い申し上げます。

以 上